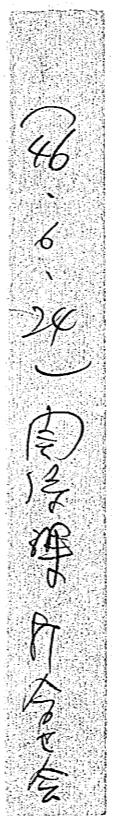


琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第四巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43488



無期限

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

叶松

沖縄返還に伴う中華航空による沖縄
経由の運航問題について。

46. 6. 24

アメリカ局北米第一課(代) 中

本件は、6月24日、中国課長主導の下で、宿成
府外務省課打合せ会公席(准)と人民との間の要旨(結
論)は次のとおり。

なお、山田洋輔、佐藤重彦(米比)、河井義
之。

宏志記。

記。

1. 基本的問題点

GA-5 外務省

(1) 中華民国政府は、沖縄に対する中國の
潜在主権を認めないと(即ち、自己の領
土であると主張しない。)

(2) 送つて、沖縄と日本本土とのセイタージ
を認め難いとの日本側の立場は、中華民
国側との間は、即ち得られないと考へられる。

2. 航空交渉(航行)の方針

(1) 上記基本的問題点と並び、航行問
題についての即ち、日本側の敵の態度を中華
民国航空当局者へ、早い時期に申し伝え
ることが望ましい。(東京で中華民国大使館
へ飛行、意向伝達することは無意味。)

そのため、航行の舟井義議官及び外務省
総務部訪華し、直接話すことの適当な人
GA-6 外務省

(2) 内容としては、被米合意より有利とならざる

より (1) ~~輸送運航~~ 誰の運航は、一名沖繩
返還までであると、逆に協議には及
べきこと。(2) ~~輸送運航を認めゆる場合~~
~~船舶代理は認められないと。~~
を含む、いわゆる場合にて

を主たる内容とするべしと考えられること。
(い)の如きを運輸者とし詠め、~~支那汽船~~

船舶を早急に高値を保つ必要がある。)
(3) なれば、結局はノール計算(荷役取扱)
(企業估定)

なり或は程度の金を支払わねばならぬこと
となる。(い)の如き運輸者を次々に代理相

当分の実態を調査しておくことが必要ならしく。)

3. 米国との海上輸入有利の観念

(1). 中華民国側と連絡、米国に渡りては

なれば。

(2) 被米合意の内容より有利となつて問題
なれば。(注、米北1. りされば廻はなければ
である。)

秘
無期限

日華航空問題省内閣係議会議要領

46. 6. 28

中国課

1. 日華航空取扱と沖縄の地位との関係

資料 1. 参照

2. 沖縄返還と日米航空協定をめぐる問題

資料 2. 参照

3. 日華双方の相互乗り入れの現状

資料 3. 参照

4. 沖縄経由航空路線の現状

外務省

5. 対華交渉の問題点

- (1) 中華民国政府は、沖縄に本拠するわが(支)の
潜伏主権を認めたい。
- (2). 従つて Naha - Osaka - Tokyo が
Cabotage (1CH0 7条) は認められ,
中華民国側として認めた。と考えられる。

6. 対華交渉の方針

(1). タイアップ 借敷済行

(2). 方法

a) 口上書 資料 6 参照

b) 文書

c) a, b, 併用

d) 運輸省の意向

(3). 目途

a) Cabotage は認められ

b) Naha 経由を認めると

c) b)とのバランスをいか方かの便

たまし以虚權をとる

外務省

秘密
無期限

日華航空問題省内関係説会議委員會

46. 6. 28

中國課

1. 日華航空取扱と沖縄の地位との關係
資料 1. 参照

2. 沖縄返還と日米航空協定をめぐる問題
資料 2. 参照

3. 日華双方の不相互乗り入れの現状
資料 3. 参照

4. 沖縄経由航空路線の現状

GA-6

外務省

1. 対華交渉の問題点

(1) 中華民国政府は、沖縄に立てるわが國の
権益を主張を認めていた。

(2) 従つて Naha - Osaka - Tokyo の
Cabotage (1910 年) にたどりといた。
中華民国側として最初の直航、と考えられる。

2. 対華交渉の方針

(1) タイニング 分春秋・東南

(2) 方法

a) 口上書 資料 6 参照

b) 交渉

c) a, b, 併用

d) 運輸者と意向

(3) 目途

a) Cabotage は認められ
i) Naha 経由を認める
ii) b) とのバランスでわが方が簡便
たまし以虚權をとる

GA-6

外務省

資料 1. 日華航空取扱と沖縄の地位との關係

1. 昭和27年8月29日起案、9月4日決裁 の高裁条

八. 附表の航行線は通過地點たる沖縄の地位に對する
取扱方が問題であるが、日米協定に依り、

1. 日本国—沖縄(注)—台北へ、並に以遠
 2. 台湾—沖縄(注)—東京へ、並に以遠
- とし、注記の香港平和条約第3条を3/19/43:付
す。

2. 昭和28年5月7日起案、6月19日決裁 の高裁条

航空業務に関する日華取扱要綱条

五. 沖縄の地位につきは、この取扱いにありては、
触れる所要がござると思われる所以、
記入するとしてある。

3. 昭和30年3月15日 義換公文

沖縄の地位につき、記入なし。

4. 昭和43. (10. 31) ジョーンソン大統領

CALに対する沖縄、大阪経由の台北 東京間
の運航許可(5年間)を承認。

(昭和44年1月1日より)

5. 昭和43年12月11日付 口上書 重申第101号

資料 4. 参照

6. 昭和44年1月より、CAL、沖縄に寄航を開始。

7. 昭和44年4月19日付 在京中國大使館に口上書
上記5.の口上書を受領、米政府にも通報した。

資料 5. 参照

資料1. 日華航空取扱と沖縄の地位との関係

1. 昭和27年8月29日起案、9月4日決裁 の高裁条

八. 附表の用意線は通過地点たる沖縄の地位に開港12
取扱方が問題であるが、日米協定に依る。

1. 日本国—沖縄(注)—台北へ、並に以遠
 2. 台湾—沖縄(注)—東京へ、並に以遠
- とし、注と12香港平和条約第3条を引いておこう
する。

2. 昭和28年5月7日起案、6月19日決裁 の高裁条

航空業務に関する日華取扱要綱案

五. 沖縄の地位については、この取扱いは
触れる所要があると思われる所以、
言及するとしてある。

外務省

GA-6

3. 昭和30年3月15日 交換公文

沖縄の地位トノ2 言及す。

4. 昭和43. 10. 31. チャンソン大統領

昭和43. 10. 31. CALによる 沖縄、大阪経由の台北、東京間
の運航許可(5年間)を承認。

43. 10. 31.

5. 昭和43年12月11日付 口上書 亞中第101号

資料4 参照

6. 昭和44年1月より、CAL 沖縄に寄航を開始

7. 昭和44年4月19日付 在京中国大使館に口上書
上記5.の口上書を受領、米政府にも通報した。

資料5. 参照

外務省

1318.11

外務省

資料2.

(沖繩の施政権の日本への返還後の日米民間航空運送業務に関する了解覚書)

了解覚書

日本国政府の代表者及びアメリカ合衆国政府の代表者は、沖繩の施政権の日本への返還に関連し、合衆国の航空企業が沖繩に向けて及び沖繩を通過して両方向に行なう航空業務並びに千九百五十二年八月十一日の日本とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の附表(修正を含む。)の修正の問題につき次の了解に到達した。

- 1 同協定の附表へ修正を含む。は、沖繩の日本への復帰の日に効力を生ずる外交上の交換公文に従つて修正する。
- 2 合衆国の航空企業は、沖繩の日本への復帰の日の後は、日本本土と那覇との間の国内航空運送を行なう権利を有しない。

3

次に掲げる合衆国の航空企業の業務に係る那覇についての運輸権の価値は、沖繩の施政権の日本への返還の日から五年の期間中、同協定(修正を含む。)に基づく利益の総合的均衡について再検討するにあたり考慮に入れない。

- (A) ノースウエスト航空
合衆国から北太平洋及び中部太平洋を経て東京、大阪及び那覇へ、並びに以遠
- (B) フライイング・タイガー航空
合衆国から北太平洋を経て東京、大阪及び那覇へ、並びに以遠
- (C) トランス・ワールド航空
合衆国から中部太平洋を経て那覇へ、並びに以遠台北及び香港へ、並びに以遠
- (D) コンティネンタル航空 ミクロネシア航空

中部太平洋における合衆国の地点（グアム島を含む。）からミクロネシア内の地点を経て那覇へ、ハワイ内の地点から那覇への無着陸航空業務を除く。）

4 同協定（修正を含む。）に基づく利益の総合的均衡には、3にいう五年の期間の満了後は那覇についての合衆国の運輸権の価値を含むものとする。両国政府は、同協定の附表（修正を含む。）の必要な修正で、その五年の期間の満了の時ににおける利益の総合的均衡へ那覇についての合衆国の運輸権の価値を含む。）によつて正当化される追加の運輸権を日本国政府に許与するものを決定するため、その五年の期間の満了前に協議する。

千九百七十二年六月十七日に東京で

外務省アメリカ局長
吉野文六（署名）

日本國駐在アメリカ合衆國公使
リチャード・L・スナイダー（署名）

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING

With respect to the return of administrative rights over Okinawa to Japan, the representatives of the Government of Japan and the Government of the United States of America have reached the following understandings on the questions of air services to and through Okinawa, in both directions, by the United States airlines and of the amendment to the Schedule attached to the Civil Air Transport Agreement between Japan and the United States of America of August 11, 1952, as amended:

1. The Schedule attached to the Civil Air Transport Agreement, as amended, will be amended in accordance with an exchange of diplomatic notes which enter into force upon the date of reversion of Okinawa to Japan.

2. The United States airlines shall not have the right to carry cabotage traffic between Japan proper and Naha after the date of reversion of Okinawa to Japan.

3. During the five-year period to commence on the date administrative rights over Okinawa are returned to Japan, the value of traffic rights at Naha of the United States airline services described below shall not be taken into account when reviewing the overall balance of benefits under the Civil Air Transport Agreement, as amended.

(A) Northwest Airlines

From the United States via the North Pacific and the Central Pacific to Tokyo, Osaka and Naha and beyond.

(B) Flying Tiger Line

From the United States via the North Pacific to Tokyo, Osaka and Naha and beyond.

(C)

(C) Trans World Airlines

From the United States via the Central Pacific to Naha and beyond to Taipei and Hong Kong and beyond.

(D) Continental Airlines/Air Micronesia

From United States points in the Central Pacific, including Guam, via points in Micronesia to Naha.
(Other than non-stop services between the points in Hawaii and Naha.)

4. Following the five-year period described in paragraph 3, the overall balance of benefits under the Civil Air Transport Agreement, as amended, will include the value of the United States traffic rights at Naha. Both Governments will consult prior to the end of this five-year period to determine any necessary modification of the Schedule attached to the Civil Air Transport Agreement, as amended, through the granting of such additional traffic rights to the Government of Japan as are warranted by the overall balance of benefits at the end of the five-year period including the value of the United States traffic rights at Naha.

Tokyo, June 17, 1971.

Bunroku Yoshino
Director-General,
American Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

Richard L. Sneider
Minister,
Embassy of the United
States of America.

資料3.

日華航空取極における便数取極と
実際の運航便数 (46.6.25現在)

		日本航空	中華航空
便 数 取 極	日・台向	37便 (内DC-8-61 14便)	37便 (内DC-8-61 14便)
	以遠	22便 [※] (内DC-8-61 7便)	22便 [※] (内DC-8-61 7便)
実際の 運航便数	日・台向	37便	24便
	以遠	21便	10便

注[※] 昭和46.10.1以降23便とす。

資料

秘

臺中第101号

昭和43年12月11日

口 上 書

外務省は、在本邦中華民国大使館に敬意を表す
るとともに、1960年5月18日および6月18
日並びに1966年3月30日に修正された19
55年3月15日の日本国と中華民国との間の航
空業務に関する暫定取扱に基づいて、中華民国の
指定航空企業たる中華航空(CAL)が昭和44
年1月1日より沖縄の地点に寄航を開始すること
に因し、前記暫定取扱に基づく同企業の沖縄に付
ける運輸権の行使は、沖縄における行政上、立法
上および司法上の機能が日本国との平和条約第3
条に基づきアメリカ合衆国当局に帰属している期
間に限られるものであることにつき、念のため注
意を喚起する光榮を有する。

Scan
A. J.

上書（譯文）

中華民國駐日本國大使館は日本國外務省に敬意を表するとともに、中華民國の中華航空公司が新たに沖縄を経由する航空路線を運營することについての外務省昭和四十三年十二月十一日付亞中第一〇一號口上書を受領せる由回答し、右口上書は大使館より中華民國政府に轉送報告せる旨通報するとともに、大使館は茲に中華民國政府の訓令に基づき、本件に關し、中華民國政府に於て、上述外務省口上書の内容を米國政府に通報参考に供せし旨、別添中華民國駐米國大使館より米國國務省宛口上書寫本一部を送附し、併せて通報する光榮を有する。

光緒四十四年四月十九日於東京

資料6.

口上書(案)
在中華民国日本國大使館は、中華民国外交部 に教諭を表すことに、本国政府の訓令に基 づき下記のとおり申し入れる光榮を有する。
記
沖縄返還協定は、6月17日 日米両国政府に より署名され、明年4月1日より発効するところ で定めあるところ、日本国政府より中華民国政府 に対して、1968年12月11日付口上書ア中華101号 にてほし述べたとおり、中華民国の指定航空 企業〔たゞ中華航空(CAL)〕の沖縄における

GA-8

外務省

運輸権の行使は、沖縄のめが国復帰と
(重ねて注意を喚起)
同時に終了あるものであることを(2月に再確認)
中華民国外交部より(沖縄のめが国への復帰以後の
おそれとして、日本国政府は事件問題に)所定
→ 中華民国政府と話し合う用意がある。

GA-6

1809. 外務省

300.0m
180.0m

資料6.

口上書(案)

在中華民国日本國大使館は、中華民国外交部

に敬意を表すと共に、本国政府の訓令に基づき下記のとおり申し入れる榮幸を有する。

記

沖縄返還協定は、6月17日、日米両国政府に

各自署名され、明年4月1日より発効するところ

事実であると、日本国政府より中華民国政府

に対して、1968年12月11日付口上書(中華101号)

にておこし述べたとおり、中華民国の指定航空

企業たる中華航空(CAL)の沖縄における

GA-6

外務省

運輸権の行使は、沖縄の中國復帰と

同時に終了するものであることを再確認

するともい、日本国政府は、本件問題に

より、中華民国政府と話し合う用意がある。

GA-6

外務省

日華航空取扱による航空路線	
I. 日本企業	
支機公文 1.	<p>(a) 東京—名古屋—大阪—福岡—沖縄—台北</p> <p>(b) 大阪—福岡—沖縄—台北</p> <p>(c) 東京—名古屋—大阪—福岡—沖縄—台北—高雄</p> <p>(d) 大阪—福岡—沖縄—台北—高雄</p>
支機公文 2.	<p>(e) (a)～(d) 以遠—香港—サイゴン—シンガポール— バンコク—クアラ・ランペール — (今後同意する地點)</p>
支機公文 3.	<p>(f) (a)～(d) 以遠—マニラ— (今後同意する地點)</p>
II. 中国企業	
支機公文 2.	<p>(a) 台北—沖縄—福岡—大阪—名古屋—東京</p> <p>(b) 台北—沖縄—福岡—大阪</p> <p>(c) 高雄—台北—沖縄—福岡—大阪—名古屋—東京</p> <p>(d) 高雄—台北—沖縄—福岡—大阪</p>
支機公文 4.	<p>(e) i) (a) — 釜山—ソウル— (今後同意する地點)</p> <p>ii) (a) — 北太平洋中间地點—サンフランシスコ— (今後同意地點)</p> <p>iii) (a) — ホノルル— サンフランシスコ (又はロスアンゼルス)</p> <p>(f) (b) — 釜山—ソウル— (今後同意する地點)</p>

外務省

附表

(A)

日本国政府によつて指定された一又は二以上の航空企業は、この(A)に定める各航空路線において、両方向に航空業務を運営し、及びこの(A)に定めるアメリカ合衆国内の地点に定期の着陸を行なう権利を与えられる。

- (1) 日本国からホノルル、サン・フランシスコへ、並びに
 (a) ニューヨーク及びニュー・ヨーク以遠ヨーロッパ（連
 合王国を含む。）へ、並びに以遠（注¹）
- (2) 日本国からホノルル及び中米へ（注²）
 (b) 以遠メキシコ及び南米へ（注²）
 南米へ（注²）
- (3) 日本国から沖縄へ、及び以遠（注³）

(4)

日本国からアンカレッジを経てニュー・ヨークへ

(5)

日本国からサイパン島を経てグアム島へ

(B)

アメリカ合衆国政府によつて指定された一又は二以上の航空企業は、この(B)に定める各航空路線において、両方向に航空業務を運営し、及びこの(B)に定める日本国内の地点に定期の着陸を行なう権利を与えられる。

(1) 合衆国から北太平洋を経て東京及び大阪へ、並びに以遠

(2) 合衆国から中部太平洋を経て東京及び大阪へ、並びに以遠
 (3) 沖縄から大阪及び東京へ（注³）

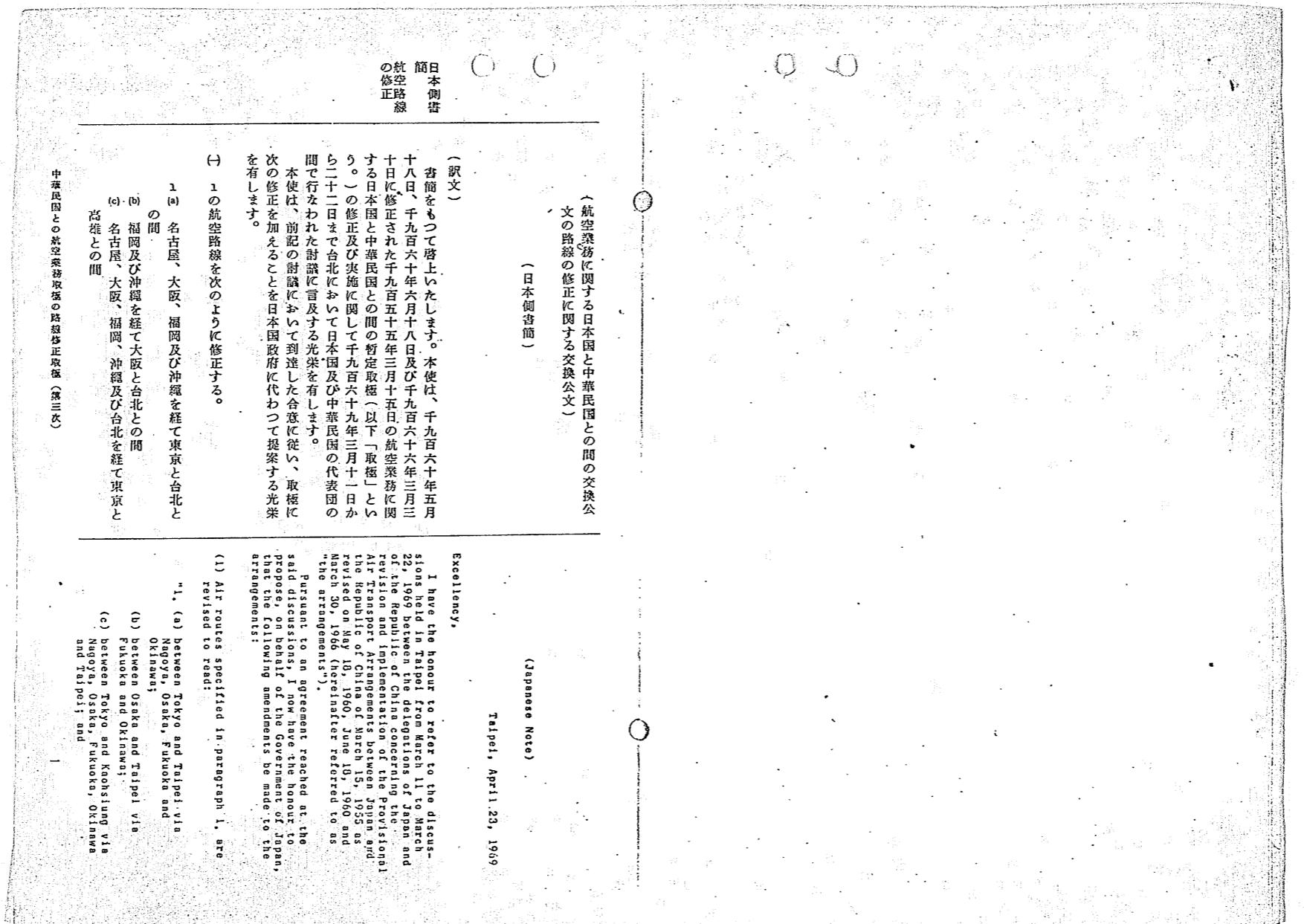
(C) 特定路線上の地点は、別段の定めがある場合を除くほか、い
 ずれかの又はすべての飛行にあたつて、指定航空企業の選択に
 より省略することができる。

注¹ 日本国から東に向かつて運航される飛行でニュー・ヨー

グに定期の着陸を行なうもの及び日本国に向かつて西へ運航される飛行でニュー・ヨークから定期の離陸を行なうものは、サン・フランシスコに定期の着陸を行なわなければならぬ。

注2 これらの路線上の合衆国の地点において、合衆国以遠の地点を目的地又は出発地とする旅客、貨物及び郵便物のストップ・オーヴァー又は積込み若しくは積卸しを行なうことはできない。

注3 これらの路線を許与するにあたり、各締約国は、アメリカ合衆国が沖繩に対する行政、立法及び司法上の権力を行使している根拠たる千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコで署名された日本国との平和条約第三条の規定を了知するものである。



中華民国との航空路線修正取扱(第三回)

(d) 福岡、沖縄及び台北を経て大阪と高雄との間

(1) 2の航空路線を次のように修正する。

2 (a) 沖縄、福岡、大阪及び名古屋を経て台北と東京との間

(b) 沖縄及び福岡を経て台北と大阪との間

(c) 台北、沖縄、福岡、大阪及び名古屋を経て高雄と東京との間

(d) 台北、沖縄及び福岡を経て高雄と大阪との間

(2) (a) の航空路線を次のように修正する。

3 (a) 香港、サイゴン、ブノンベン、シムラップ、バンコク、クアラ・ランプール及びシンガポール等、並びに今後合意される他の以遠の地点まで

(b) 台北、沖縄を経て台北と大阪との間

(c) 台北、沖縄、福岡、大阪及び名古屋を経て高雄と東京との間

(d) 台北、沖縄及び福岡を経て高雄と大阪との間

(3) (a) の航空路線を次のように修正する。

4 (a) (i) 釜山及びソウルまで、並びに今後合意される他の以遠の地点まで

(b) 北太平洋における中間地點を経てサン・フランシスコまで、並びに今後合意される他の以遠の地点まで

(c) ホノルル及びサン・フランシスコはロバ・アンゼルスまで(注、サン・フランシスコ及びロバ・アンゼルスまでの間)

(d) 本使は、以上を申し進めるに際して開口に向かつて敬意を表します。

千九百六十九年四月二十三日に台北で

ヘセハスについては、中華民国政府の選択によつて、そのうちの1地点のみを使用することがである。又、並びに今後合意される他の以遠の地点まで

本使は、前記の提案が中華民国政府にとって受諾しらるる場合においては、この書簡及びその受諾を確認する閣下の返簡をその合意が閣下の返還の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際して開口に向かつて敬意を表します。

千九百六十九年四月二十三日に台北で

(Signed) Hisanaga Shimada

Ambassador of Japan

His Excellency
Wei Tso-ming
Minister of Foreign Affairs
Republic of China.